

石狩湾新港管理組合告示第 36 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成 29 年 9 月 25 日

石狩湾新港管理組合
管理者 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成 29 年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする物品は、（3）に定めるものとする。

- （1）契約 平成 29 年 9 月 25 日に入札の公告を行う乗用自動車の賃貸借契約
- （2）資格 石狩湾新港管理組合の物品の賃貸借（自動車）に関する資格（以下「資格」という。）
- （3）物品の種類 乗用自動車の賃貸借

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- （2）平成 28・29・30 年度の北海道が発注する物品の賃貸借に係る競争入札参加資格（中分類「250 自動車」を有している者に限る。）を有すること。
- （3）北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税を除く。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- （6）小樽市又は石狩市、札幌市に本店、支店又は営業所等を有すること。
- （7）当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- （8）当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、平成 29 年 9 月 25 日（月）から平成 29 年 10 月 4 日（水）（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。）までの毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

（2）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- イ 提出先の所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南 2 丁目 725-1
電話番号 0133-64-6661

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の（1）に定める契約に係る入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は 1 の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

5 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。